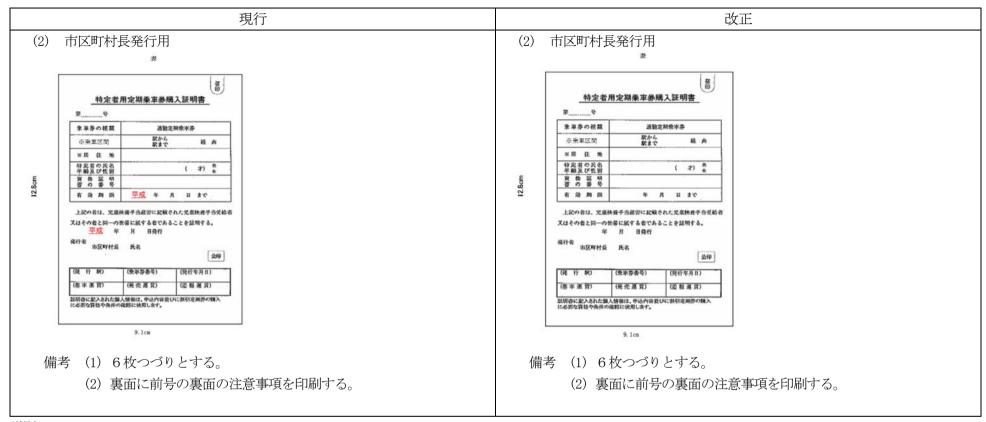


現行 改正 別表第3 (第7条) 別表第3(第7条) (1) 社会福祉事務所長発行用 (1) 社会福祉事務所長発行用 (この証明書の使用上の注意) (この証明書の使用上の注意) (1) この証明書は、特定者が、旅客鉄道会社の通 (1) この証明書は、特定者が、旅客鉄道会社の通 特定者用定期乗車券購入証明書 特定者用定期乗車券購入証明書 動定期乗車券を購入するときに、1人1回に限 動定期乗車券を購入するときに、1人1回に限 つて使用できます。 つて使用できます。 * * 5 0 (2) ※印の欄は、特定者がインキ又はボールペン 运動全期兼事界 兼単春の報 (2) ※印の欄は、特定者がインキ又はボールペン 道動定期免革券 で記入してください。 で記入してください。 游乘室区間 疑 · (3) ※印の欄以外の記入事項(太わく内を除く。) 學家区間 最由 (3) 兼印の欄以外の記入事項(太わく内を除く。) 京居 住 地 は、発行者において記入してください。記入し 米居 住 地 は、発行者において記入してください。記入し ていないもの又は押印していないものは、使用 (1) " 特定者の氏名 年齢及び特別 ていないもの又は押印していないものは、使用 (2) # できません。 資格能明書の できません。 資格証明書の (4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、そ 12.8cm (4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、そ 存效期限 の箇所に発行者の公印、特定者の記入する事項 * H H #* 有效期限 平成 年 月 日 まで の箇所に発行者の公印、特定者の記入する事項 を訂正したときは、その箇所に特定者の認印が を訂正したときは、その箇所に特定者の認印が ないものは、使用できません。 平成 年 月 日発行 ないものは、使用できません。 発行者 社会福祉率務所長 兵名 (5) この証明書又はこの証明書によつてお求めに 発行者 社会相往事務所長 氏名 (5) この証明書又はこの証明書によつてお求めに なつた通勤定期乗車券は、他人に貸したり、又 201 なつた通勤定期乗車券は、他人に貸したり、又 は譲つたりすることはできません。 は譲つたりすることはできません。 (長生長春日) (6) この証明書によつて通勤定期乗車券をお求め (発行年月月) (長京多数リ (祭行年月日) (6) この証明書によつて通勤定期乗車券をお求め になるとき又はその通動定期乗車券をお使いに (基本運貨) (発売運賃) なるときは、必ず所定の資格証明書を携帯し、 (基本医質) (免业温度) (差額差貨) になるとき又はその通動定期乗車券をお使いに 証明書に記入された個人情報は、申込内容並びに割引定期券の個人に 必要な資格や条件の確認に使用します。 鉄道係員の請求があつたときはいつでもお示し なるときは、必ず所定の資格証明書を携帯し、 証明書に記入された個人情報は、申込内容並びに割引定用参の個人に 必要な資格や全件の雑誌に使用します。 鉄道係員の請求があつたときはいつでもお示し ください。 (7) この証明書の有効期間は、発行の日から表記 の有効期限まで(6箇月間)です。 (7) この証明書の有効期間は、発行の日から表記 の有効期限まで(6箇月間)です。 備考 乗車区間欄及び居住地欄は、特定者において記入することができる。 備考 乗車区間欄及び居住地欄は、特定者において記入することができる。



附則

この通達は、平成30年3月17日から施行する。